

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和3年4月20日(火)16時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

大島安全規制管理官（研究炉等審査担当）、細野安全管理調査官

北條技術研究調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐

加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー

再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室長 他13名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について、資料1～3、7-2に基づき説明があった。

○資料4～7-1、8については、次回面談において説明することとした

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（資料2について）

- ・系統分離等の対策の追加実施の検討に当たっては、追加で対策を講じることによるメンテナンス性の悪化等のデメリットも考慮すること。

（資料3-1について）

- ・高放射性廃液の液移送の運転中に、TVF配管分岐室の蒸気漏えいにより受入槽等の液位等の計測機能が喪失した場合において、液位等が確認できない状態を考慮しても、あえて運転停止操作を行うことが、運転を停止せず液移送を完遂することと比較してより安全であるとする妥当性を説明すること。

（資料3-2について）

- ・TVF配管分岐室の蒸気漏えいによる計測機能の喪失に係る代替策の手順等について、事故対処の有効性評価で示した手順等における記載内容と整合していることを説明すること。
- ・アクセスルートの説明に当たっては、代替策に用いる資機材（可搬型計測設備等）の保管場所も示すこと。

（資料7-2について）

- ・硝酸根分解設備の技術的成立性を確認する観点から、実証プラント規模の試験で確認すべき事項が多数残されている中で、実証プラント規模の試験を行うことなく認可手続きを進めるのは困難と考える。

- ・資料において整理している実証プラント規模で確認すべき事項について、工程に与える影響等の重要度に応じた優先順位付けをするとともに、整理した結果を踏まえ、硝酸根分解設備の技術的成立性を示すために必要なプロセスについて、幅広い選択肢を視野に入れて検討すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

- 資料 1 : TVFの運転準備状況について
- 資料 2 : 火災対策室からの指摘を踏まえた高放射性廃液貯蔵上（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟に対する火災防護対策の検討について
- 資料 3 - 1 : 高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の安全対策に係る性能維持施設について
- 資料 3 - 2 : TVF配管分岐室における蒸気漏えい時の代替策による対応の有効性について
- 資料 4 - 1 : 分離精製工場（MP）等の津波防護に関する対応について
- 資料 4 - 2 : 分離精製工場（MP）等の地震・津波以外の外部事象の検討状況
- 資料 5 : 事故対処設備の保管場所の整備
- 資料 6 : ガラス固化技術開発施設の熔融炉の更新について
- 資料 7 - 1 : 低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）に係る津波対策について
- 資料 7 - 2 : 低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）における硝酸根分解設備及びセメント固化設備の設備導入に際しての技術的成立性の検証について
- 資料 8 : 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）